

(別紙)中央材料室及び手術室補助業務にかかる評価基準表

※(*)のある項目を満たさない場合は、失格とする

項目	評価基準
滅菌消毒	滅菌・消毒マニュアルの整備ができていること
	・変更時のマニュアル修正、追加及び改訂ができる事項(*)
	・写真付きの作業マニュアルと器材ごとに特徴や注意点が明記されたものがあること
	・滅菌消毒についてチェックリスト等を用いて、確認ができる事項(*)
洗浄	洗浄マニュアルの整備ができていること
	・分解方法、器材別の洗浄方法、洗浄剤の使用方法などの整備ができていること(*)
	・写真付きの洗浄マニュアルと器材ごとに特徴や注意点が明記されたものがあること
	・洗浄が完了しているかについて、確認ができる事項(*)
手術室補助	手術室環境整備マニュアルが整備されていること
	・手術使用資材の作成(消耗品材料のセット組み)ができる事項
	・消耗品材料の定数の補充方法が明確であること
	・チェックリスト活用による手術室業務の確認、責任者による評価ができる事項
教育体制	・教育体制が整備され、明文化されていること(*)
	・感染防止・安全対策・個人情報取り扱い・接遇等のマニュアルの整備、教育実施、講習会への参加ができる事項
	・社員・パート・有資格者別の講習会など教育計画があり、実施されていること
	・設備保全などの専門知識の啓発に努め、設備などの使用方法の説明及び使用訓練を十分に行い、知識・技術が身に付く環境にあること
安全対策	・インシデント・アクシデント・有害事象発生時は、速やかに施設側責任者に報告・連絡・相談ができる体制、問題点や解決策並びに防止策を話し合い、周知できる環境が整っていること(*)
	・報告書の提出が1週間以内にできること
業務体制	・業務に、必要な人数が配置され、効率的なタイムスケジュールが組まれていること
	・現場責任者は、施設側責任者と問題点などを話し合い、作業者に周知するとともに、月1回は責任者会議ができる体制がとれていること(*)
	・欠員時の補充が迅速であること
	・相当な知識及び経験を有する現場責任者を定め、施設内に常駐させて作業者の監督及び管理を行うこと
業務管理体制	・日本医療機器学会が認定する第1種・第2種滅菌技士、滅菌管理士、第1種圧力容器取扱業主任者、特定化学物質作業責任者などの有資格者を配置、もしくはそれらの有資格者と迅速に相談できる体制を明確にしていること(*)
	・会社代表者は、現場責任者が業務の円滑化に努めているか監督できる体制であること
緊急時の対応	・機器の故障など一時的に中央材料室が使用不能となった場合であっても、業務の継続性・安定性を担保し当院の業務に支障をきたさないよう対応できること
罰則規定	・業者側に瑕疵があり、病院に損害を与えた場合の対応が十分であること
業務実績	・当院と同規模以上の手術件数の病院の業務実績が複数あること(*)
その他	・上記の項目以外でPRしたいことがあれば、それを示すこと
業務委託費	・適正な見積金額である (税抜ベース)